

平成28年2月16日

府中市長 戸成 義則 様

地方独立行政法人府中市病院機構
評価委員会委員長 谷 秀 樹



意見書

地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）に係る第2期中期計画（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第26条第1項に基づく中期計画については、別添のとおりとすることが適当である。

なお、中期計画の推進に当たり、病院機構におかれては、次の事項に留意されたい。

1 第2の2「病院が担う役割の確立と診療機能の確保」について、現在、策定が進められている広島県地域医療構想を踏まえ、構想区域（福山・府中二次保健医療圏）内の医療需要推計に基づく将来あるべき医療・介護医療提供体制の実現に向けて、府中市民・府中北市民両病院がそれぞれ担うべき具体的な役割や医療機能を早急に取りまとめて明示するとともに、その実現に努力すること。

また、ICT技術を活用した切れ目のない医療・介護サービスの提供を実現するため、地域の医療機関や福祉・介護施設（事業所）等との情報共有システムの構築に、主体的に取り組むこと。

2 第2の4「医師及び医療従事者の積極的かつ計画的な確保」について、臨床研修プログラムの工夫、充実や医育機関との連携強化など、これまで以上に医師及び医療従事者の確保に積極的に取り組むこと。

3 第3の1「運営管理体制の確立」について、病院機構の外部からも積極的に役員を登用し、専門的かつ客観的な立場からの意見を求めること。

4 第4の1「経営基盤の強化による自律した病院運営」について、各種経営指標の実現に全力で取り組み、病院機構の経営改善を達成すること。

特に、給与費比率の低減については、第1期中期計画期間からの継続課題であり、収入の増加及び支出の削減を積極的に推進することで、必ず達成すること。